平成２５年（フ）第７５号
千葉県四街道市大日263番地11
債務者　草[illegible]　睦美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８０号
千葉県成田市加良部５丁目12番地　５棟207号
債務者　知花　伸也
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８１号
千葉県佐倉市西志津６丁目13番３号　グレンビィー西志津Ａ棟201号室、住民票上の住所千葉県佐倉市上志津1079番地83　ダイアパレス志津401号
債務者　渡貫　一美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９号
千葉県木更津市朝日３丁目２番19号
債務者　近藤　好江
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３３号
千葉県木更津市大久保４丁目24番１号
債務者　大嶺　友子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４９号
千葉県君津市中野２丁目12番47号
債務者　久米　　薫
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６４８号
名古屋市昭和区萩原町６丁目４番地の２　マンション芙蓉203号、従前の住所名古屋市昭和区川名町４丁目14番地の１　白木コーポ３Ｅ号
債務者　森本　徳甲
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
岡山県倉敷市中庄団地22番７―15号
債務者　小原　壽男
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
岡山県総社市井尻野2079番地11
債務者　吉田　隼人
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目５番42号　レオパレスロア101号室
債務者　大室　宏貴
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
高知県香南市吉川町吉原425番地４　住吉前団地111号
債務者　北村　清孝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０３号
高知県南国市駅前町３丁目１番35―４号
債務者　中渕　藤枝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０８号
埼玉県富士見市大字水子147番地９
債務者　木戸廷姫こと　金　　廷姫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７４号
盛岡市南大通２丁目10番38―605号
債務者　阿部　弥生
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６３号
群馬県高崎市箕郷町西明屋214番地７
債務者　吉田　文美（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第８８号
群馬県伊勢崎市波志江町3030―１　群馬県立障害者リハビリテーションセンター、住民票上の住所群馬県藤岡市藤岡1154番地11
債務者　田丸こずえ
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１８５号
埼玉県所沢市大字松郷76番地の４　３―204
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部